

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1396号)

平成29年5月18日

横情審答申第1396号

平成29年5月18日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成28年9月7日神総第1033号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成28年経済センサスー活動調査の調査員推薦に係る事前準備について（依頼）〈政統第863号平成28年1月19日〉、暫定調査区別事業所件数表（神奈川県横浜市神奈川区）、平成28年経済センサスー活動調査市町村事務要領」の開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「平成28年経済センサスー活動調査の調査員推薦に係る事前準備について（依頼）〈政統第863号平成28年1月19日〉、暫定調査区別事業所件数表（神奈川県横浜市神奈川区）、平成28年経済センサスー活動調査市町村事務要領」を特定し、開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「神奈川区が保有する1. 経済センサス活動調査の調査員推選に関する文書（個人別人選の経緯、結果、決裁等）（以下「請求1」という。）及び2. 被推選調査員の欠格条件に関する文書（以下「請求2」という。）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成28年5月9日付で「平成28年経済センサスー活動調査の調査員推薦に係る事前準備について（依頼）〈政統第863号平成28年1月19日〉（以下「文書1」という。））、暫定調査区別事業所件数表（神奈川県横浜市神奈川区）（以下「文書2」という。）及び平成28年経済センサスー活動調査市町村事務要領（以下「文書3」という。以下文書1から文書3までを総称して、以下「本件審査請求文書」という。）」を特定して行った開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の処分理由説明要旨

実施機関が本件開示請求に対し、本件審査請求文書を特定し、開示とした理由は、次のように要約される。

- (1) 本件審査請求文書のうち文書3は、平成28年経済センサス活動調査を行うにあたり、総務省統計局及び経済産業省大臣官房調査統計グループが作成し、市町村に配付した市町村向けの事務処理要領である。この中に、審査請求人が求める欠格条件と考えられる事項を含む調査員の選考に関する記載があることから、文書3を特定し開示決定を行った。
- (2) これに対し、審査請求人は審査請求書において「各種統計調査について、平成26年当初以降、市長が推せんする調査員の欠格条件（調査員として不適切な者を含む。）に関する文書があるはずである。これらのすべての開示を求めます」と主張

している。

- (3) しかしながら、文書3には調査員の選考事務の流れや選考に当たっての留意事項等が詳細に記載されていることから、調査員の選考事務を行うに当たって文書3以外に文書を改めて作成し、又は取得する必要はない。したがって、神奈川区が保有する調査員の選考に関する文書は、文書3のみであり、このほか、審査請求人が求める文書として、欠格条件の記載がある文書は作成し、又は取得しておらず、保有していない。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 各種統計調査について、平成26年当初以降、市長が推薦する調査員の欠格条件（調査員として不適切な者を含む。）に関する文書があるはずである。これら全ての開示を求める。
- (2) 審査請求人は、平成25年住宅土地統計調査調査員を委嘱され、何ら指摘、トラブルなく終了し貢献している。その場において、平成26年経済センサス基礎調査調査員募集について、担当職員から概要説明があり、「ぜひやって頂きたい」と懇願され、交付された書面に、ぜひ引き受けたいと記入して提出した。その後、窓口にて、既に推薦が完了していることを知り、大きなショックを受けた。その上、審査請求人が交付された書面と同じ書面に「やりたくない」と記入して提出した人が、電話で説得されて引き受けているという事実がある。
- (3) 問題の解決のために、書面で所管課長へ面会要請をしていたところ、所管課長名での書面が届いた。当該書面には、審査請求人の発言内容を理由に、審査請求人の選考を行わなかったと記載されていたが、心当たりがない。このことを国の機関に相談したところ、この文言は欠格条件の一つであり、欠格条件が存在するはずであると言われた。
- (4) 審査請求人のどのような発言が、欠格条件に該当したのか具体的に説明してほしい。審査請求人の不採用になった理由を明らかにしてほしい。
- (5) 欠格条件が記載されている本件対象行政文書を見たが、審査請求人がそのうちのどれに該当するのかが分からない。それにもかかわらず、審査請求人は選ばれなかったのだから、ほかに欠格事由が記載されている文書があると考えている。
- (6) 平成25年住宅土地調査員アンケート結果では、審査請求人の調査員番号に該当す

る欄には「可」を意味する「1」と記載されていたが、平成26年経済センサスに関する文書では、審査請求人の調査員番号に該当する欄には「一」と記載されていた。調査員として「不適切でない者」と「不適切とする者」に関する文書が存在し、加えて、統計調査員番号別の個人識別管理徹底に関する文書が確実に存在している。

- (7) これまで、審査請求人に対して、所管課からは、何ら応答、連絡、通知がないのである。所管課長など責任のある人に面会をして、説明を受けたい。所管課の対応は、市区住民、私の期待権を侵すとともに信用を失い、信頼を損なうものである。違法、不当行為である、当事件に係る一連の経緯を明確にした情報開示並びに救済を求めるものである。

5 審査会の判断

(1) 経済センサス活動調査に係る事務について

ア 経済センサス活動調査とは、統計法（平成19年法律第53号）に基づき、経済構造統計を作成するために行う調査であり、全産業分野の売上（収入）金額や費用等の経理項目を同一時点で網羅的に把握し、日本国内における事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団情報を得ることを目的とした調査である。

イ 調査員及び指導員の任命は、市町村の推薦に基づき都道府県知事が行うこととされており、横浜市では、調査員の推薦は各区長が各種統計調査での従事実績等を考慮し、行っている。

神奈川県では、神奈川県常任統計調査員や過去の統計調査で従事実績がある等信頼できる者のうち同意を得られた者を推薦している。また、指導員については神奈川県総務部総務課統計選挙係の職員を充てている。

ウ 調査は調査員が担当地域（調査区）にある事業所を訪問し、調査票を配付し、及び回収することで行われている。回収された調査票は、各区役所に提出され、指導員が審査を行っている。

(2) 本件審査請求文書について

ア 本件審査請求文書のうち、文書1は、政策局総務部統計情報課が作成し、各区に配付した調査員選考に係る事前準備の流れを示した文書である。文書2は、神奈川県内の各調査区の調査対象事業所数や住所等が示された一覧表である。文書3は、平成28年経済センサス活動調査事務を円滑に行うため、総務省統計局及び経済産業省大臣官房調査統計グループが作成し、市町村に配付した市町村向けの

事務処理要領である。

実施機関は、本件開示請求のうち、請求1に係る対象行政文書として、文書1及び文書2を特定し、その全部を開示している。また、本件開示請求のうち、請求2に係る対象行政文書として文書3を特定し、その全部を開示している。

イ 審査請求人は、審査請求書において、「各種統計調査について、平成26年当初以降、市長が推せんする調査員の欠格条件（調査員として不適切な者を含む。）に関する文書があるはずである。これらすべての開示を求めます。」と記載している。このことから、審査請求人は、請求2に係る対象行政文書が文書3以外に存在するとの主張をしていると解される。したがって、当審査会としては請求2に係る文書特定の妥当性について、以下判断する。

(3) 本件審査請求文書の特定について

ア 審査請求人は、審査請求の理由として、各種統計調査について平成26年当初以降の欠格条件に関する文書があるはずである旨主張している。

しかし、開示請求書の記載からは、経済センサス活動調査以外の統計調査に関する行政文書を請求する趣旨であったとは認められない。また、実施機関に確認したところ、平成26年以降に行われた経済センサス活動調査は平成28年経済センサス活動調査のみであるとのことであった。したがって、実施機関が平成28年経済センサス活動調査に係る文書以外の統計調査に関する文書を対象行政文書として特定しなかったことに問題はない。

イ 当審査会が、文書3を見分したところ、平成28年経済センサス活動調査事務の処理の流れや処理をする際の留意事項等が詳細に記載されていることが確認された。

また、「調査員の選考」の項には、選考から除く者及び選考する際の留意事項が記載されている。

このうち、選考から除く者としては、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第2条第11号に規定する徴収職員及び地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第1項第3号に規定する徴税吏員並びに警察法（昭和29年法律第162号）第34条第1項及び第55条第1項に規定する警察官に該当する者が挙げられている。また、これらの者を選考から除く理由も記載されていることが確認された。

また、選考する際の留意事項としては、「責任をもって調査事務を施行できる者であって、原則として20歳以上の者であること」、「秘密の保護に関し信頼の

おける者であること」、「選挙に直接関係のない者であること」及び「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当しない者であること」が挙げられており、各々の留意事項について、説明が記載されていることが確認された。

ウ 以上のとおり、文書3には、平成28年経済センサス活動調査に係る事務について詳細に記載がされており、調査員の選考についても具体的に記載されている。

このことを踏まえると、調査員の選考事務を行うに当たって文書3以外に文書を改めて作成し、又は取得する必要はないという実施機関の説明に不合理な点はない。また、文書3のほかにも請求2に係る対象行政文書の存在を推認させる特段の事情も認められない。

これらのことから、文書3以外に請求2に係る文書は保有していないという実施機関の説明に不合理な点は認められず、実施機関が請求2に対し、文書3を特定したことは是認できる。

エ なお、審査請求人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を特定し、開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 金井恵里可、委員 久保博道

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成28年9月7日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成28年9月23日 (第300回第二部会) 平成28年9月27日 (第295回第一部会) 平成28年10月6日 (第201回第三部会)	・諮問の報告
平成28年10月14日	・審査請求人から意見書を受理
平成29年2月2日 (第207回第三部会)	・審議
平成29年2月16日 (第208回第三部会)	・審議
平成29年3月2日 (第209回第三部会)	・審査請求人の意見陳述 ・審議
平成29年3月16日 (第210回第三部会)	・審議
平成29年4月6日 (第211回第三部会)	・審議